

事業復活支援金
事前確認時における質問・確認事項

R4.1.24

令和4年 月 日

法人名、屋号（店舗名）

個人事業者等の場合は個人事業主の氏名（自著）

法人の場合は代表者または当支援金の申請権限を委任されている方の役職・氏名（自著）

◆新型コロナウイルス感染症による売上減少の要因について

以下の項目より該当するものにチェックを記入ください

①需要の減少による影響

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他 の新型コロナウイルス対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- 国や地方自治体による要請以外で、新型コロナウイルス禍を理由とした顧客・取引先がおこなう休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少
- 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少
- 海外の都市封鎖その他の新型コロナウイルス関連規制に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少
- 新型コロナウイルス関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少
- 顧客・取引先（他社を介在した間接的な顧客・取引先を含む）が、上記5項目のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少

②供給の制約による影響

- 新型コロナウイルス禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

◆事業復活支援金 申請希望者宣誓・同意事項等について

以下の項目より該当するものにチェックを記入ください

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

- 対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

<補足>

- ・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業継承の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。

- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。

- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。

- 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に断続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。

- 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は 7 年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。

- 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給失格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。

- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署している。

- 『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る事業復活支援金の詳細について』の資料を必ず全て読んでください。

◆事業復活支援金 申請者のお名前等について

登録機関での事前確認（会員等限定）では、会員歴が1年以上（今後も含む）とされています。申請者の方は以下についてご記入（☑）ください。会員歴が1年未満の皆様には、本件をご了承の上、ご記入ください。

了承した。 / 以前より金沢商工会議所の会員である。

■法人企業

①法人番号（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②申請ID（事前確認用10桁）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
C															

③電話番号

④法人名

■個人事業主

①姓名（※重要※旧姓・通名・ビジネスネーム、屋号、雅号などでの申請はできません）

②生年月日

西暦						年				月			日
----	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

昭和			年
平成			

③申請ID（事前確認用10桁）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
C															

④電話番号
